

各小委員会の開催状況

第5回合併協議会（2頁参照）に先立ち、各小委員会が開催されました。

新市名称の5候補を決定 <新市建設計画策定小委員会>

- 南丹市 なんたんし
- 西京都市 にしきょうとし
- 京丹波市 きやうたんばし
- 京南丹市 きやうなんたんし
- 京口丹市 きやうくちたんし

※新市名称についてはこの5候補の中から、次回以降の合併協議会で決定されます。

第7回総務・企画・議会小委員会

日 時／平成16年9月3日(金)

午後1時30分～2時50分

場 所／八木町役場

出席者／10名 傍聴者／5名

協議結果／協議項目↓8

小委員会決定項目↓8

協議概要／『地方税』、『一部事務組合等』、『公
共的団体等』、『各種団体への補助
金、交付金等』、『選挙事務』、『交
通安全』、『バス交通対策』及び『コ
ミュニティ対策』の取扱いについ
て協議が行われ、全て小委員会と
して決定し、次回協議会で提案す
ることとされました。

【主な意見・質疑応答等】

◇地方税の取扱いについて

委員 (固定資産税の) 不均一課税は当

面やむを得ないとするが、次の段
階で1.5%に決定した根拠は何か。
また、期間が平成20年までとなっ
ているがその根拠は何か。

場 所／園部国際交流会館
出席者／13名(1名欠席) 傍聴者／21名
協議結果／協議項目↓2
継続協議項目↓2

事務局

合併特例法第10条により不均一課
税は5年間認められている。税率
を1.5%にした根拠は試算をした結
果であり、自主財源確保も考え合
わせて決定した。期間については、
固定資産税は3年に1回の評価替
えがあり、次回18年は合併後の微
妙な時期でもあり、次々回の21年
には市として統一した税率により
課税できるということと決定した。

第7回新市建設計画策定小委員会

日 時／平成16年9月2日(木)

午前10時～11時30分

協議概要／『新市の事務所の位置に関すること』
及び『新市建設計画に関すること』に
ついて協議が行われました。新市の事
務所の位置については、4町が素案を
出し合い、次回小委員会での決定を目
指すこととされました。

新市建設計画については、財政シ
ミュレーションについて、地方交付
税の減額率を厳しく見積もるよう意
見が付されました。また、新市将来
構想(概要版)については、抽象的
であるとの意見が出されましたが、
概要版をもとに住民の意見を聴いた
上で計画を作成し、再度住民説明を
行う方向で了承されました。

【主な意見・質疑応答等】

◇新市建設計画（財政シミュレーション）に関することについて

委員

合併特例債について、借入れ可能額170億円弱に対して、130億円に抑えているが、住民の期待する事業等を行うことはできるのか？

事務局

合併特例債の借入れ可能額を全て見込むのではなく、将来の財政負担を考慮し、4町の標準財政規模の130億円とした。

委員

地方交付税の見直しは難しいが、年々2%減の見込みは甘いのではないか。これをもって住民に説明して理解が得られるか。責任の持てる数字を出していかないと納得してもらえない。数字についてはシビアに見てもらいたい。

委員長

もう少し厳しい減額があるのは事実だと思う。事務局ももう少し見直し、投資的経費もそれに見合うだけ減額することも必要である。地方交付税については、見直すという意見を付けて了解をいただきたい。

第8回新市建設計画策定小委員会

日 時／平成16年9月30日(木)
午前9時30分～11時40分

場 所／園部国際交流会館

出席者／13名（1名欠席） 傍聴者／23名

協議結果／協議項目→3

小委員会決定項目→1

続協議項目→2

協議概要／『新市の名称に関すること』『新市の

事務所の位置に関すること』及び『新市建設計画に関すること』について協議が行われました。新市の名称については、公募した候補（応募総数540、応募作品数217）を基に委員投票が行われ、5つの候補が決定されました。

また、新市建設計画についても、前回までの小委員会での指摘事項を踏まえて訂正された新市将来構想及び財政シミュレーションが報告されました。

なお、新市の事務所に位置については各町案が提出されましたが、継続協議とされています。

【主な意見・質疑応答等】

◇新市の事務所の位置に関することについて

委員

支所方式とこのことは確認されたのではないか。

事務局

小委員会としては、現職員数の7割程度の職員を（支所に置く）ということを確認いただいている。

委員

分庁方式でなく、支所方式になるといふことか。

委員

確認事項ではない。分庁方式にしないといふことがはっきり確認されていないと思う。

委員長

人員の配置が7対3と決まったので、支所方式的な形に自動的になるという解釈が起きる可能性があるが、確認事項でないことも確かである。

事務局

それぞれの支所に支所長を置くこととそれぞれの支所が全く同じという（機構のイメージ）図も確認いただいている。

第7回住民・福祉・保健衛生・環境小委員会

日 時／平成16年9月10日(金)
 午前9時30分～午後0時10分
 場 所／園部国際交流会館
 出席者／11名 傍聴者／3名
 協議結果／協議項目↓2

小委員会決定項目↓1
 継続協議項目↓1 (一部決定)

協議概要／『戸籍住民登録事務』及び『単独事業等』の取扱について協議が行われましたが、『単独事業等』のうち、「減量化対策」と「老人保健事業(健康診査)」については継続協議とされるとともに、時間の関係で一部の項目については、次回小委員会に持ち越しとされました。その他の提案事項については、小委員会として決定し、次回協議会に提案することとされています。

【主な意見・質疑応答等】

◇単独事業等(老人保健事業(健康診査))の取扱
 5,100円

委員 各検診単価の一割程度徴収することになるが、一気に負担増となる町

がある。住民検診の目的は、病気にならないよう予防という意味が大切である。

事務局

昨年基本検診料を廃止した町や500円徴収を始めた町もあり、色々な議論を行った。500円徴収することになっても、検診を受ける数が増加した町もある。

委員

無料から一気に上がるのは好ましくない。病気は早期発見が大切である。受診者の減少になることはよくない。1割から下げるべきだと思う。

委員

各町プラスマイナスが出てくる。無料でも、趣旨を考慮してほしい。

委員長

一部負担はやむを得ないという意見を付して、部会に差し戻してよいか。



第6回教育小委員会

日 時／平成16年9月10日(金)
 午後1時30分～3時30分

場 所／園部国際交流会館

出席者／11名 傍聴者／2名
 協議結果／協議項目↓2
 小委員会決定項目↓2

協議概要／『社会教育』及び『単独事業等』の取扱
 いについて協議が行われ、一部文言修正の上、全て小委員会決定し、次回協議会に提案することとされました。

【主な意見・質疑応答等】

◇単独事業等(教育推進研究委託・補助事業)の取扱
 扱いについて

委員

調整結果で、学校の規模や状況に応じたという表現にひっかかる。

事務局

昨年小学校の人数に応じて、大規模学級や少人数学級の教科指導研究をしているということにより、規模と記載した。

委員

調整結果文言の規模を実態という記載に含めたらどうか。教育方針や実態に基づいた課題解決のために必要とされている。

事務局

「規模や状況」を「実態」に修正する。

第7回建設・産業・上下水道小委員会

日 時／平成16年9月3日(金)
午後1時30分～3時55分
場 所／日吉町はーとびあ
出席者／10名 傍聴者／4名
協議結果／協議項目↓6

小委員会決定項目↓5
継続協議項目↓1 (一部決定)

協議概要／『使用料及び手数料等』、『公共的団体等』、『各種団体への補助金交付金等』、『建設関係事業』、『公営住宅』及び『農林水産事業』の取扱いについて協議が行われましたが、『使用料及び手数料等』の取扱いについては継続協議とされ、他の項目は小委員会として決定し、次回協議会に提案することとされました。

【主な意見・質疑応答等】

◇使用料及び手数料等の取扱いについて
委員 給水装置工事設計手数料に関連する設計受託方式を、合理性の追求により廃止することに関する疑問がある。

事務局

新市において設計受託方式を行うと

すれば、担当者が数名必要と予測され、設計受託方式の廃止は、人件費の削減という点で大きなメリットがある。また、行政の管理部門において、立会や確認等を十分行うことにより安全性の確保は可能であると考えられる。

↓ 継続協議へ

第8回建設・産業・上下水道小委員会

日 時／平成16年9月10日(金)
午前9時30分～11時30分
場 所／八木町役場
出席者／10名 傍聴者／3名
協議結果／協議項目↓4

小委員会決定項目↓4

協議概要／『使用料及び手数料等』、『公共的団体等』、『各種団体への補助金交付金等』及び『建設関係事業』の取扱いについて協議が行われ、全て小委員会として決定し、次回協議会に提案することとされました。

【主な意見・質疑応答等】

◇使用料及び手数料等の取扱いについて
委員 上下道の使用料については「新市移行後も自分の間は現行の料金体系とする」となっているが、新規給水分担金については「全て統一する」となっている。どちらも各町ごと現状に見合った金額を設定、徴収されているはずであるので、(独立採算の面から考えても) 分担金だけを統一することに疑問がある。

事務局

新規給水分担金は社会的な状況等により毎年増減があり、使用料と比べても収入面で財政上に大きく影響するものではない。また、当分担金については新しく加入される方に対するものであり、その点においても、一定統一が図れるものであると考える。